戦後日本警察研究の批判的継承に向けて ―渡辺治『渡辺治著作集3戦後日本の治安法制と警察』 を読む――

Toward a Critical Inheritance of the Police Studies in Postwar Japan: Book review *The Collected Works of Osamu Watanabe vol.3*Security Legislation and Police in Postwar Japan by Watanabe Osamu

渡邉 啓太 WATANABE Keita

東京外国語大学大学院博士後期課程 Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Student

キーワード

政治警察/市民警察 警察権限 近代化/日本化 社会統合 暴力

Keywords

Political police/Police of citizens; Police authority; Modernization/Japanization; Social integration; Violence/Force

原稿受理日:2022.12.25.

Quadrante, No.25 (2023), pp.273-287.

目 次

はじめに

- 1. 本書の構成と内容
- 2. 本書の意義
- 3. 本書への疑問・批判 むすびにかえて

はじめに

近代国家特有の治安維持機構としての近代 警察を対象とした歴史研究において警察は、法 と秩序の維持を目的とした権力(暴力)行使が 独占的に認められている、国家にとって必要不 可欠な装置というように一般的に定義されたう えで、各地域や社会、国家におけるその歴史的 な確立・展開過程および性格や活動の様相が 探究されてきた。例えば大日方純夫は、「支配 階級の独裁システムの基本環」としての「国家装置は、「結局のところ、支配=管理業務に職業的に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」にほかならない」ため、「国家はその不可欠の本質的機構として強力機構をもつのであり、国家の起源はすなわち警察の起源である」と述べ、大衆に対する抑圧的な性格を国家の強力機構としての警察の本質として提示している」。そのうえで、「警察の本質を語るだけでは、歴史的分析としては決定的に不十分である」とし、警察機能の単純化を避けその多面性・全体像を歴史的に分析するための一般的な方法をいくつか挙げたのち、近代日本警察の歴史的展開についての精緻な分析を行なっている。

また林田敏子は、自身が編者の一人を務める

² 大日方(1992)、pp.17-21。



¹ 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房(1992)、pp.14-17。なお、上記引用の「結局のところ、支配=管理業務に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」という一文は藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社(1974)、p.115から大日方が引用したものだが、原文では「結局のところ、支配=管理業務に専従する特殊の組織された人間集団、物理的強制力を独占する武装した人間集団」というように傍点があるのに対し、大日方は該当箇所に傍点をつけていない。

「警察の比較研究」を目的とした編著の序章で ヨーロッパにおける警察(ポリス/ポリツァイ) の歴史を辿り、「ポリス概念の変化(縮小)によっ て生み出された新たな国家機関であり、国家が 治安維持に関する権限を独占するための制度し 「軍隊とならぶ国家権力の直接的な発動機関 であり、近代国家になくてはならない支配装置」 として近代警察を特徴づけながらも、同書が各 国の近代警察の余すことなき類型化をめざす ものではなく、むしろ「警察導入の過程で生じ た軋轢、理念と実態との乖離、そして国や地域 ごとの多様性に焦点をあてながら、「それぞれ の近代 | を浮かび上がらせ | ることを問題意識 として持っていると説明している³。大日方や林 田の議論は、警察は国家にとってなくてはなら ない権力機構であるという原則を踏まえつつ、 それぞれの地域・社会・国家における近代警 察の歴史的確立・展開の過程や具体的な実態 を探究するという、近代警察を対象とした歴史 研究の基本的な姿勢を示している。近代世界 における特定の国家の警察の制度や性格、活 動実態等についての歴史的分析は、その国家 において生成する具体的な権力関係を剔抉す るうえで必要不可欠な作業だということができ

る。

近現代日本警察についての歴史研究の動向を整理してみると、戦前・戦時天皇制国家の警察については大日方純夫や荻野富士夫の研究を筆頭に数多く蓄積されてきたし⁴、戦後占領期の警察についても、同様に多くの研究が積み重ねられてきた⁵。一方、相対的にみて占領期以後の警察の歴史研究は未だ少なく、現在に直接つながる戦後日本警察についての史的検証は、これから探究されるべき重要な課題として残されている。

とはいえ、法学者を中心に、同時代の警察に 関する実証的な研究が継続的に行なわれてき たことも忘れてはならない⁶。そしてその成果を 検証することは、戦後日本警察の歴史研究を進 めるうえで重要な作業の一つだと評者は考え る。なぜならこれらの研究は、戦後日本警察を 対象とした分析を行なう際の基盤となる前提や 認識枠組をかたちづくり、今日まで維持してき ていると考えられるからである。こうした研究 が何を問題にし何を達成してきたのか、そして どのような問題を捉え損なってきたのかを検証 することは、警察と人びととの関係を今日にい たるまで形成してきた歴史的な力学を実証的

³ 林田敏子「警察の比較研究に向けて」林田敏子/大日方純夫編『近代ヨーロッパの探究13 警察』ミネルヴァ書房(2012)、pp.2-11。

⁴ 大日方(1992)、同『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房(2000)、荻野富士夫『特高警察体制史──社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房(1984、増補版1988。増補新装版は明誠書林より2020年刊行)、同『特高警察』岩波書店(2012)。

⁵ 主に以下のものがあげられる。星野安三郎「警察制度の改革」東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革3 政治過程』東京大学出版会(1974)、三浦陽一「占領下警察改革の一断面―1947年9月16日付マッカーサー書簡の成立 過程」『歴史学研究』498(1981)、荒敬『日本占領史研究序説』柏書房(1994)、小倉裕児「1947年警察制度改革と内務省、司法省」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』185(1995)、同「マッカーサーと47年警察改革」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』188(1996)、同「占領政策の転換と警察改革―マッカーサーの政治指導は変質したか」関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会編『経済系・関東学院大学経済経営学会研究論集』190(1997)、荻野富士夫『戦後治安体制の確立』岩波書店(1999)、荒敬解説・訳『GHQ日本占領史第15巻警察改革と治安政策』日本図書センター(2000)、竹前栄治『占領戦後史』岩波書店(2002)、戸邉秀明「占領改革期「警察社会」の意識とその変容―警察機関誌の分析から」山本武利編『早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書26占領期文化をひらく―雑誌の諸相』早稲田大学出版部(2006)、小宮京「大阪市警視庁の興亡―占領期における権力とその「空間」」日本政治学会編『年報政治学』(1)(2013)、同「組合警察制度に関する研究―警察と地方分権」『社会安全・警察学』1(2014)、同「警視総監・消防総監・大阪市警視総監をめぐる分権の政治史」御厨貴/井上章ー編『建築と権力のダイナミズム』岩波書店(2015)。

⁶ その初期のものに戒能通孝編『警察権』岩波書店 (1960) がある。最も代表的なものとしては、広中俊雄『戦後日本の警察』岩波書店 (1968)、同『警備公安警察の研究』岩波書店 (1973) があげられる。その他のものとして、宮内裕『安保体制と治安政策』労働旬報社 (1966)、中山研一『現代社会と治安法』岩波書店 (1970)、同「治安と防衛」山崎真秀/中山研一/宮崎繁樹『現代法学全集53 現代の国家権力と法』筑摩書房 (1978)、小田中聰樹『治安政策と法の展開過程』法律文化社 (1982)、杉村敏正/中山研一/原野翹『治安と人権』岩波書店 (1984)等がある。

に明らかにするうえで避けては通れない作業だといえるだろう。

これら先行研究の特徴は、中央集権的警察 制度への志向および再編の動向や、それと密 接に関連して重視され強化されてきた警備公 安警察の実情、取り調べにおける自白偏重等々 の戦後日本警察の実態を批判的に検証するこ とを通じて、警察「民主化」を経た戦後におい ても継続/残存あるいは存在する抑圧的で国 家主義的な性格が、戦後日本警察の制度と活 動を強力に規定していると論じる点にある。さ らにこの観点から、「政治警察」と「市民警察」 とを明確に区分し7、戦後憲法と照らして全社の 問題性・違憲性を指摘するとともに、警察が「国 民」ではなく国家・政府に奉仕する事態あるい はリスクや警察による「国民」の権利と自由の 不当な侵害・制限を防ぐべく、戦後憲法の理念 に即した厳格な警察の法的統制原理を探求・ 提唱し、それに服する民主的な警察制度の確 立を主張する点もまた注目される。

戦後日本警察の真の民主化という未完の課題に対する強い問題意識に動機づけられたこれらの研究は、なによりもまず、警察の現状に対する批判的かつ実証的な分析に基づいて国家権力としての戦後日本警察が有する政治警察的性格を指摘してきたといえる。そしてまた、このことを念頭において、戦後日本警察における政治警察優位の体質の払拭と「国民」の生命、身体および財産を守る近代的な市民警察

への進歩を、警察自身、そして戦後の「国民」に とっての喫緊の課題として提示し続けてきたの である⁸。

そして、本稿で検討する『渡辺治著作集3 戦後日本の治安法制と警察』 旬報社(2021) (以下、本書。また本書の内容・引用について はページ数のみ記す)も、その問題意識と課題 設定からして、こうした戦後日本警察について の批判的研究の系譜に位置づけることができ る。本書には、著者渡辺治(以下、著者)の数 ある著作のうち、戦後の治安法制およびその担 い手としての警察の性格や活動を検討した諸 論文が収録されている。著者は「戦後」という 時間軸を、戦前・戦時の治安法制および警察 と、敗戦後の「民主化」を経た戦後のそれらと の断絶と変容に力点を置き設定する。関連し て、本書の議論では、高度成長期以降の戦後日 本における治安法制および警察の性格や活動 の変容は戦前・戦時のそれらの単純な回帰もし くは復活をめざしたものではなく、「民主化」後 の日本国家と社会のそれぞれの状況に規定さ れ生じたものである、ということが一貫して強調 されている。以上のような理解に基づき論じら れる戦後日本警察の歴史的展開についての具 体的な分析と評価、そしてとりわけこうした分析 を行なうために著者が採用する方法的な分析 視角に、戦後日本警察研究における本書独自 の意義が存在すると評者は考える。

本論に入る前に、著者の来歴について簡単

[「]広中俊雄は警察の「どろぼうをつかまえたり迷い子を保護したりというような」活動を「市民的警察活動」、「個人や団体の政治的行動を査察したり大衆運動の取締りをしたりというような」活動を「政治警察活動」とそれぞれ定義している。そのうえで、必ずしも警察組織によって営まれる必要のないはずの「政治警察」機能の多くを警察が担当している日本の状況においては、警察がこの二つの活動をともに要求されていると指摘する。そしてこうした状況ゆえに、「警察は、第一に政治警察活動そのものによって、また第二には政治警察活動のために市民的警察活動が犠牲にされる可能性によって(たとえば「どろぼうの一人や二人つかまらなくても……」といった考え方が出てくる)、市民の警察という性格を確保しにくくならざるをえないであろう」と論じている。広中(1968)、pp.26-27。傍点原文。

この区分は現在でもよく用いられるものである。例えば生田勝義は、「警察」を組織と作用を区別したうえで、後者が誰に奉仕するものであるのかという観点からみたとき、「市民の日常生活の安全に奉仕するのが「市民警察」」であり、「権力者のためにその政治的敵対者を抑圧する役割を担うのが「政治警察」ないしは「治安警察」である」ということができると論じている。生田勝義『人間の安全と刑法』法律文化社(2010)、pp.123-124。

⁸ なお宮澤節生と村山眞維は、広中俊雄の研究を俎上に挙げて政治警察中心の分析に由来する市民警察部門の分析の不十分さを批判し、刑事警察と外勤警察の実証的な研究をそれぞれ行っている。宮澤節生『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動──組織内統制への認識と反応』成文堂(1985)、村山眞維『警邏警察の研究』成文堂(1990)。

戦後日本警察研究の批判的継承に向けて

にみておこう。著者は、日本における著名な政 治学者であり、本書もその一部である著作集の 諸タイトルをみれば一目瞭然なように、その研 究領域は極めて多岐にわたっている。1972 年東京大学法学部卒業後、1973年4月から 1979年3月まで東京大学社会科学研究所(以 下、東大社研)で助手をつとめたのち、同年 10月より東大社研で助教授の職を得ている。 1990年4月からは一橋大学社会学部教授に、 2010年同大名誉教授に就任している。本書 に収録されている論文の多くは著者が東大社 研助手をつとめていた1980年代に執筆されて いるが、この時期に著者は、それまで主として 行なってきた天皇制国家の法的秩序について の歴史研究から戦後日本国家の支配構造の分 析に軸足を移し、その解明に向けて戦後の国 民統合や教育政策、憲法問題、そして治安法制 および警察等、様々な分野の研究を同時並行 的に開始している(pp.536-537)。

したがって、本来であれば、治安法制および 警察を分析する作業として展開されている本書 収録論文の多くは、他分野における諸作業と連 関したものとして検討していく必要がある。し かしその代わりに、本稿では、他の戦後日本を 対象とした警察研究と比較するなかで、著者 の研究が持つ独特の問題意識と視角および意 義、そして課題を検討したい。それは、評者の 力量不足ゆえに著者の膨大かつ多岐にわたる 研究実績のなかに本書を位置づけることが到 底できないという事情によるものでもあるが、よ り積極的な理由としては、以下論じていくよう な、国家権力としての戦後日本警察の歴史を研 究するうえで取り組まねばならないいくつかの 重要な課題を本書が提示していると評者が考 えるからである。

本稿では、まず第1章で本書の内容を要約 し、著者の問題意識や方法、視角、論旨を確認 する。第2章では、第1章の内容に基づき、戦後日本を対象とした警察研究や近年の警察研究と本書を比較することで、本書の意義を考察する。第3章では、評者の考える本書の疑問点・批判点を提示する。なお、評者は現在、戦後日本警察を主たる研究対象にしているため、戦後日本警察を主題とした本書第 II 部・第 III 部を中心に本書を読み解いていくことをあらかじめ述べておく。

1. 本書の構成と内容

本書は下記のような構成となっている。

刊行にあたって

解説

第 I 部 戦後日本の治安法制――戦前から戦 後へ

- 1 治安維持法と戦後民主主義 [1981年執 筆]
- 2 政治的表現の自由法理の形成――公安条例、破防法と憲法の対抗 [1981年執筆]
- 3 破防法はなぜできたか、いかに使われようとしているか?──オウム真理教と破防法 「1996年講演・加筆」
- 4 なぜいま国家機密法なのか―国家機密 法案の背景と法的問題点[1985年講演・ 加筆]
- 5 秘密保護法制の歴史的展開と現代の秘密保護法「2014年講演・加筆」
- 第Ⅱ部 戦後日本社会の形成と現代の警察
- 6 現代警察とそのイデオロギー [1980年執 筆]
- 附論1 ファシズム期における天皇制警察の 理念――現代日本警察の源流 [1980年執 筆]
- 7 現代日本警察の形成—「近代化」から「日本化」へ「1985年執筆」

- 8 八○年代警察論 [1985年執筆]
- 9 風俗営業等取締法改正と警察権の拡大 [1984年執筆]

附論2 警察関係資料文献紹介[1980年執 筆]

附論3 八〇年代の警察関係文献紹介 「1987年執筆」

第 III 部 日本社会の新自由主義的転換と現 代警察の変貌

10 グローバル化・「強い国家」 政策と現代 警察のねらい [2005 年執筆]

資料

- 1 破壞活動防止法(抜粋)
- 2 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
- 3 特定秘密の保護に関する法律 解題にかえて・論文執筆の頃

以上に見たように、本書は全3部(10の章+ 3つの附論)で構成されている。このうち、第 I 部「戦後日本の治安法制――戦前から戦後へ」 では、治安維持法に代表される戦前・戦時の治 安法との比較を通じて、破壊活動防止法や国 家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法 律案、特定秘密の保護に関する法律等の戦後 の治安法の特徴が論じられている。第Ⅲ部「戦 後日本社会の形成と現代の警察」では、敗戦直 後から1980年代までの時期を対象に、敗戦と 戦後「民主化」によって大きな変容を余儀なく された警察が、変容する戦後日本社会に適合 する仕方でその権限の拡大を図っていく過程 が分析されている。最後に第 III 部「日本社会 の新自由主義的転換と現代警察の変貌」では、 第 II 部の議論を戦後日本における社会統合の 確立と関連づけて整理した後、1990年代の新 自由主義改革による社会統合の不安定化を受 け、警察が権限拡大の方針を転換したことが論 じられている。

以下では、のちの議論のために、本書第 II・ III 部の内容を、日本国家・社会および警察に おける戦前と戦後の連続と断絶および差異の 特徴づけに着目して簡単にまとめてみたい。

著者は戦前・戦時天皇制警察を、国家的治 安の保護を第一目的とした中央集権的で政治 警察優位の体制として、また市民を日常的に監 視するための分散的警察制度と多数存在した 治安立法にも支えられた強大かつ膨大な行政 警察権限の保有に代表される、予防主義的な 体制として特徴づける。そして、敗戦後の「民 主化」改革によって上記の警察権限とそれに支 えられた活動領域の多くが警察の手を離れて しまったため、「戦後の日本の警察は、一貫し てこういう権限の復活、活動領域の拡大を志向 してきた」(p.337)と指摘する。この「警察権 限の拡張意欲」(p.432)と政治警察優位の体 制の継続(戦後における警備公安警察優位の 体制)、とりわけ前者が本書において警察にお ける戦前と戦後の連続性として随所で強調され ており、こうした権限の拡大・縮小の動向を辿 ることを中心に本書の議論は進行する。

しかし以上の連続性にもまして強調されるのは、戦前と戦後の断絶および差異であり、本書においてそれは特に戦後の「国民」運動と、企業社会的統合の確立を含む高度成長による社会変化とが促した警察の戦後的な変容として論じられている。著者はまず、敗戦直後から1950年代までの日本警察は「復古主義」的な性格をもっており、伝統的警察体制を継続し戦前・戦時天皇制警察への単純な復帰を試みていたとする。しかし、1960年前後における反「復古主義」を表現する「国民」の反対運動。と高度成長に伴う都市化がもたらす社会問題

⁹ 著者はこうした「国民」運動の例として1958年の警職法改正反対闘争と1960年の安保闘争を挙げ、「彼等 [「警察の本流である警備公安警察」:引用者] が追いかけていた共産主義者の枠をはるかに超えた市民や労働者」(p.440)という、「かつて警察が一度としてカウントに入れたことがなかった "大衆"」(p.301、傍点原文)によってこれらの運動が行なわれたこ

の噴出¹⁰という、戦後新たに登場した社会変化に「復古主義」では対応することができず、大きな挫折を味わったことで、「近代化」を掲げて新たな社会変化に対応できる警察体制を模索しはじめたと述べる。そして、この過程で各部門の専門性を高めるべく権限の拡大を抑制する試みが1960年代警察の「近代化」でなされていたことを評価する。

しかし、1950年代に形成され1960年代に 確立をみる企業社会的統合の結果としての犯 罪減少11を、交番制度や外勤警察・行政警察活 動等日常的に「国民」と接点を持つことを特徴 とする戦前・戦時天皇制警察以来の伝統的体 制・活動および日本警察の優秀さと規律正しさ によるものと誤認することを通じて自信を深め た戦後警察は、1970年代に「近代化」路線の 否定と伝統的体制・活動の再評価を伴う、「国 民」との関係を前面に掲げて権限拡大を図る 新たな方針を立て展開することとなると論じら れる。すなわち、現状の「治安の良さ」を根拠に、 そしてそれを維持していくためと称して、「国民 の要望に即した警察運営」「国民との連けいの 強化 | 等の、「国民 | に対する警察の奉仕を強 調する仕方で活動領域と権限の拡大を図るに 至り、積極的かつ予防主義的に「国民」生活内 部に介入を試みることになるとされる。こうし

た、特殊日本的とされる伝統を再評価しながら 「市民との接触領域を警察の側から意識的に 拡大し、それに伴って権限を拡大するというや り方」(p.337、傍点原文)を、著者は1970年 代の日本警察における「日本的警察主義」ある いは「日本化」として論じている。

そして、1980年代に入り、警察の「日本化」 路線それ自体がもたらした警察の活動領域や 権限の拡大に伴う警察と「国民」とのトラブル および警察不祥事の続発や、交通事故や少年 非行、犯罪の増大によって、従来の手法での権 限拡大が難しくなっている事態が生じても基本 的には既存路線の徹底を図っていった警察は、 1990年代の企業社会的統合の崩壊に伴う犯 罪の増加と続発する警察不祥事への批判の高 まりによって制度の根幹を揺るがす危機に直 面することで、ついには方針の転換を迫られる ようになり、これまでとは180度方針を変え「治 安の危機」を前面に出しつつ権限の拡大を図っ ていくようになった、と説明される。

ここまで述べてきた本書における戦前と戦後 の連続と断絶および差異の特徴づけの論旨を 整理すると、だいたい以下のようになるだろう。 戦後警察は敗戦後の「民主化」改革によって 失われた権限の再獲得を一貫して志向してい るが、その手法は戦後的な変容を被っている。

とに注目している。そして、こうした新たな運動主体の存在を考慮に入れることができなかったために、警察・治安当局は警職法改正や安保警備で大きな挫折を味わい伝統的な体制の転換を余儀なくされた、としている。

¹⁰ 著者は、交通事故の激増や1963年3月の吉展ちゃん事件、5月の狭山事件と相次いだ刑事警察の失態、さらには伝統的な派出所-駐在所体制が犯罪の都市化・広域化・スピード化についていけていないことへの「国民」および警察部内での批判が、1960年以降高まっていったとしている(pp.440-442)。

¹¹ ここでは、企業社会的統合の確立とは「企業社会の形成による社会的統合の安定」、すなわち「企業社会への労働者の吸収・統合による、失業とりわけ若年層のそれの減少、家族の安定、そして企業の繁栄から上がる税収を梃子にした利益誘導型政治による農家や周辺層の安定」のことを指す(p.446、傍点原文)。

企業社会とは、1950年代半ばに企業がつくった「男性正社員労働者なら、ホワイトカラー労働者のみならずブルーカラー労働者も含めて企業の競争に忠誠を尽くせば昇進が可能な構造」と、終身雇用慣行や年功賃金制度が組み合わされて生まれた、「企業への忠誠競争でサラリーマンたちは「過労死」をするような労働を強いられたが、会社のなかで、自分のプライバシーとか思想を捨てて会社のために尽くせば、とにかく「人並みの」暮らしが保障される、そういう社会」とされている(pp.446-447)。著者は、こうした企業社会の構造、およびそれと並行して行なわれるようになった新卒一括採用により「実現された低失業率こそ、六〇年代以降の犯罪発生率の低下の第一の要員であったと推測」している(pp.447-448)。

次いで著者は、女性労働者の企業からの排除と男性労働者への「家族賃金」の保障がつくりだした、「女性を家庭に追い込み専業主婦にして教育や介護に専念させる性別役割分業」に伴う離婚率の低さ(家族の「安定」)を犯罪発生率減少の第二の要因として挙げている(p.448)。最後に、「企業の繁栄で増大する税収を資源として」、政府が「大規模な公共投資や、皆保険制度、農業や都市自営業目当ての利益誘導型政治を展開することにより、企業に統合されない「周辺」層を統合した」ことを、犯罪発生率減少の第三の要因として挙げ、「以上のような企業社会-家族-自民党利益誘導政治の構造が、人々を社会内に安定的に結びつけた」ことが、「犯罪減少の社会的根拠であった」とまとめている(p.448)。

すなわち、とりわけ1970年代以降、「国民」を 前面に出しての「市民警察」分野における権限 拡大という性格を持つようになったのである。 しかし、「その内実は天皇制警察がもっていた ような国民掌握力を理念としており、それを現 代日本において再生するところにあ」ったため、 警察は自身の「運営の中に、国民や市民の声を 反映させる」ことはなかったのであり(p.344)、 ここで進行したのは「全"市民警察"部門の治 安かともいうべき事態」であった(p.329、傍点 原文)。そして、1990年代以降、警察権力をめ ぐる情勢は新たな局面を迎えることになる。社 会統合の解体に伴い、支配層の治安問題への 関心が高まるなかで、警察は「治安の危機」の 回復を掲げて自己の活動の拡大と正当化を図 るようになっており、それと同時に、新自由主義 的改革の推進と軍事大国化をめざす支配層の 思惑と歩調を合わせた警察権力の強化が進行 しているのである。

以上、本書の内容と特徴をごく簡単に論じてきた。私見ではこの特徴こそが、本書の意義と深刻な課題を同時に生じさせているように思われる。ひとまず本書の意義から検討していくことにしよう。

2. 本書の意義

本書の第一の意義は、戦後日本警察の歴史的変容過程を論ずる上で、その「イデオロギー」¹²の歴史的変化をそれぞれの部門に即して分析する作業の重要性を提示したことである。戦後日本の警察を対象とした研究において、警察のイデオロギーの歴史的変遷を取り扱っているものは多くはない。例えば広中(1968)は制度や活動の歴史的展開を精緻に描き出してはいるが、イデオロギーという観点を打ち出して警察を論じているわけではない。それゆえ、戦後変容する社会のなかで、警察がいかに自らの正統性を根拠づけようとしたのかということについて、意識的に論じているとはいいがたい。

また戦後の治安法との関わりのなかで警察を論じ、1960年代以降の治安法制全体のイデオロギーとして治安法に基づく権力を正当化する「福祉国家論のイデオロギー」を提示する中山(1970)や、1970年代以降の警察戦略を論じるにあたり危機管理国家構想という独占資本のイデオロギーを持ち出している小田中(1982)も、警察のイデオロギーの歴史的展

12 著者は本書で「イデオロギー」という概念に明確な定義を与えていないが、その用い方をみるかぎり、当該組織(ここでは主に警察)が意識的に選んだり状況に応じて改変したりすることができる、一般的な意味での「理念」「方針」などの言葉で置き換え可能なものとして提示されているように思われる。以上を踏まえ、本稿では、著者の議論において用いられているイデオロギー概念について、自己正当化のための理念および戦略方針と仮に定義しておく。また著者は本書第6章でアルチュセールのイデオロギー論に言及し、「国家装置のイデオロギー的機能を明示するとともに、それについて、対内的と対外的の二つの契機を提示していて、きわめて示唆的である」と評価しつつも、①家族や学校、組合等の装置がなぜ国家の装置となるのか説得的に示せていない②「国家のイデオロギー装置」と「国家の抑圧装置」の関係および国家装置としての統一性に関して、個々のイデオロギー諸装置を一括して「国家」の装置として把握することは「国家装置概念の拡散が生ずるばかりでなく、レベルの異なる装置をいっしょくたにしてしまう点で正しいとは思われない」(「家族、学校、文化・情報施設、組合等の装置は、国家装置のなかにふくめるべきではない」)との批判を加えている(pp.220-221)。

しかし評者がみるかぎり、著者とアルチュセールの「イデオロギー」の理解ないしは定義には、大きな隔たりがある。あらかじめいっておけば、著者とアルチュセールのイデオロギーに関する理解が異なることが、本書の意義をそのまま損なうことにつながるわけではないと評者は考えている。ただし、本書の議論を徹底しようとする際、著者によるアルチュセール読解およびイデオロギー理解では大きな問題が生じてくるように思われる。それは、アルチュセールのイデオロギー理論における重要な論点のいくつかを、すなわち、様々なイデオロギー諸装置が国家のイデオロギー装置として統一をなしているのは、生産諸関係の再生産を保証するために必要なある特定の諸「価値」・諸テーマ―ブルジョワ国家にかんしては①ナショナリズム②自由主義③経済主義④ヒューマニズムだとアルチュセールは述べている―を要約し再編する、国家権力を掌握し国家の抑圧装置を統御する支配階級のイデオロギーとしての「国家のイデオロギー」を現実化しているかぎりにおいてであること、そしてイデオロギーが諸個人を特定の自明性をもった諸主体へとかえることによって警察抜きで服従させることをその機能として持つことを、著者が捉えられていない点に起因する。L.アルチュセール(西川長夫/伊吹浩一/大中一彌/今野晃/山家歩訳)『再生産について―イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置 上・下』平凡社(2010)、上巻第8章、pp.277-283および下巻第12章参照。この点を見落としているがために、著者は特定の人びとが「国民」となることを通じて警察の正統性を承認し服従するのみならず、そうでない人びとを排除するうえで警察と共犯関係を取り結んでいることを問題化しえなかったのではないか。

開を辿りその時々の警察、もっといえば各部門 に固有の自己正当化の戦略を取り出している わけではない¹³。

対して本書は、例えば、高度成長がもたらす 社会変化と「国民」運動のインパクトを受けた 刑事や外勤、警備・公安といった各部門が、「近 代化」というイデオロギーを掲げつつ、いかに 他部門および部内での権力争いのなかでそれ ぞれに固有の変化と戦略を模索していったか を論じている。これによって本書は、警察が社 会と隔絶された、国家意思を体現する一枚岩的 な装置であるわけではなく、ダイナミックな社 会変化や対抗的な闘争の影響を絶えず被るこ とで、それぞれの部内における変化と相剋を伴 いながらその全体的な有り様を変容させる国 家装置であることを、戦後日本の歴史のなかに 位置づけて具体的に提示することに一定程度 成功しているように思われる。

本書の第二の意義は、戦後日本における社 会統合の変容に着目し、それとの関係で警察 を論じる視座をひらいたことである。著者は 1960年代を通じた企業社会的統合の形成・確 立が可能にした、日本の「治安の良さ」を喧伝 する「日本的警察主義」イデオロギーが「ジャパ ンアズナンバーワン」論という社会的政治的支 配の現状を肯う保守的なイデオロギーの一部 をなしていることを指摘している。また、1990 年代に企業社会的統合が崩壊し、1970年代以 来の警察の「日本的警察主義」路線が頓挫しつ つあるなかで政府や警察が「治安の危機」論を 盛んに唱えだしたことを、新自由主義政策の一 環であり、治安権力の強化による統合の進行と して論じている。こうした議論を展開すること によって本書は、警察による権限拡大の方針の 変遷を辿りつつ、治安権力を前面に出す必要

のない相対的に統合された「安定」した社会状況において生起し継続してきた方針と、そうした統合が解体され「不安定」となった社会において生じてきた治安権力を前面に出して統合を進めようとする方針との歴史的社会的差異とその変容過程を示しているといえる。後述するように、評者は著者による「統合」の論じ方には重大な問題が存在すると考えるが、著者が導入した、警察の政策や活動が社会統合の状況によって強く規定されているという論点は、戦後日本警察の歴史的変遷、とりわけ1990年代以降の警察権力の強化を論じるうえで有力な座標軸の一つになりうるといえるだろう。

第三に、戦後日本警察の主流であった警備公安警察や治安法との関係ではなく、刑事・外勤等の「市民警察」部門に焦点を当てて、それら各部門と警察全体の双方におけるそれぞれの年代の特徴、とりわけ1960年代と1970年代の画期性を論じる点である。

例えば、広中(1968)や中山(1970)が、警 備公安警察や治安法の展開を中心に戦後日本 警察を論じる観点から1960年代における刑 事警察の「近代化」について、警備公安警察の 拡大強化をおさえその整理縮小を達成するに 至らなかったという否定的な評価を下している に対し、本書は刑事警察が「専門化」を達成す べく自己の活動領域を限定する志向を持ち、さ らには捜査における自白中心主義を是正する 可能性を持っていたと、その積極的意義を論じ ている。無論、著者は刑事警察その他の「近代 化」を手放しで評価しているわけではない。刑 事警察に関していえば、部内多数派が「近代 化」戦略の一つである「捜査の合理化、高度化」 方針を、自白中心主義を抑制するために打ち出 されていた「捜査の適正化」方針の否定として

¹³ とはいえ、その内容の是非はともかく、治安政策全体あるいはその他の国家装置のイデオロギーを問題にすることそれ自体はいうまでもなく重要であり、警察においてこれらのイデオロギーがどう浸透し作用しているのかを辿ることもまた必要な作業である。 そのため、本書における1960年代の警察に関する議論では論じられない、治安政策・刑事政策における「左右の暴力論」や「新社会防衛論」に言及している中山(1970)を含め、これらの議論は本書とあわせて検討されるべきである。

解釈し、自白中心主義を温存・正当化しようとしたことが指摘されている。さらに警察全体に関して、1960年代警備警察「近代化」による警備活動の「成功」が1970年代の日本警察の変貌のスプリングボードとなったことや1970年代に強化される CR (コミュニティ・リレーションズ)活動 ¹⁴ が警備活動における地域住民対策としての来歴を持つこと、さらには1960年代における市民警察部門の地位の見直しに、すでに1970年代における「国民のための警察」を前面に押し出した警察権拡大の方向がみえること、等々を論じてもいる。

最後にあげることができるのは、敗戦直後から2000年代前半までの戦後日本警察の通史を提示した点である。個々の警察部門に着目した研究、あるいは特定の時期における警察の動向を論じた研究は多数あるものの、全体としての戦後日本警察の歴史的展開を、しかも

通史的に論じた研究は非常に少ない¹⁵。戦後日本警察の制度的な変遷を跡づけた先駆的な研究である広中(1968)もすでに50年ほど前の著作であるため、本書においてその画期性が強調されている1970年代以降の警察の動向を本格的に分析することはできていない。このような状況において本書は、著者自身も認めているように警備公安警察についての記述が薄いという問題点はあるものの¹⁶、敗戦直後から2000年前後までの戦後日本警察を歴史的に理解するうえでいわば入門的な役割を果たすことができる¹⁷。

ここまで述べてきたような本書の意義は、 2000年代に入り興隆してきた「社会安全政策 論」の観点からの警察論・警察研究が持つ性 格と照らし合わせることで、より明確になる¹⁸。 社会安全政策論とは、「市民の社会安全政策 に関する意思決定(手法の選択に関する意思

¹⁴ CR 活動とは、主として「コミュニティ」として把握された住民に対し一方的でなく相互的にかかわりをもち、それらが抱える不満や要望、社会問題を警察主導で解決していくことを目指す市民サービス的な警察活動のことである(pp.255, 325)。元々は1950年代のアメリカで、都市化による地域社会の自律的な秩序維持機能および警察との結びつきの解体を治安悪化の要因と認識した警察当局が、都市化に対応すべく打ち出された近代化が市民と警察の隔たりをかえって強化してしまっていると問題にしつつ始めた施策であったが(p.325)、日本においては1960年代後半に、羽田や新宿等、新左翼運動が大々的に展開された地域や、基地や公害の被害地域における住民の自主的な組織化や運動への参加を防止すべく導入された(p.255)。1970年前後になると、日本においてCR活動は以前より交番によって事実上行なわれてきていることだとして、「日本型警察主義」イデオロギーに組み込まれながら CR 活動は強化されていくこととなる (pp.326-327)。

¹⁵ 日本弁護士連合会編『検証 日本の警察――開かれた警察と自立した市民社会をめざして』日本評論社 (1995) は、戦後日本における警察の変遷と問題点を、各警察部門やさまざまなトピックからある程度網羅的に論じている。

¹⁶ 著者は、「とりわけ戦後日本警察においては、外勤警察はじめ、後者の部門 [「「市民警察」部門」: 引用者] による国民の監視・統合が、特徴となっている」という「想定の下で、[……] 戦後警察の分析を、警備公安警察ではなく外勤警察をはじめとした「市民」警察部門に焦点を絞って行なった」点に自身の「検討の意義がある」ものの、その「反面、警備公安警察の強化、変貌過程の検討が手薄であり、警備・公安と「市民」警察部門が総合的に国民統合にいかなる役割を果たしたかの検討が不十分だという弱点もある」と述べている (pp.5-6)。警備公安警察については注6に挙げた文献のほか、戦後日本の公安警察に関しては青木理『日本の公安警察』講談社 (2000) を参照のこと。また70年代以降変容した市民警察部門の方針や活動が具体的にどのように政治警察部門の方針や活動と連携・連動していたのかということについては、安藤丈将が論じている。安藤丈将『ニューレフト運動と市民社会──「六○年代」の思想のゆくえ』世界思想社 (2013)、同「警察とニューレフトの「一九六八年」──運動のポリシングとその遺産」『思想』 (1129) 岩波書店 (2018)。

¹⁷ 著者は、「二〇一〇年代以降の警察の路線についての検討」がなされていないことを本書のもう一つの「限界、弱点」として挙げている(p.9)。2000年前後以降の警察の制度的変遷を論じたものとして、大日方純夫「現代日本における「治安」の構造」歴史科学協議会編『歴史評論』(818)(2018)、同「警察の「治安」構想と「民衆の警察化」」『福音と世界』77(4)新教出版社(2022)がある。そのほか、1990年代から2000年前後までの時期を対象として、警察による地域治安政策の本格的な強化の諸相を論じたものに清水雅彦『治安政策としての「安全・安心まちづくり」――監視と管理の招牌』社会評論社(2007)、1990年代後半からの入国管理行政と警察制度・活動の再編強化および相互連携の深化に基づく外国人管理の強化を論じているものに、古屋哲の諸論稿がある。古屋哲「見られる者と見る者――監視社会と外国人」小倉利丸編『グローバル化と監視警察国家への抵抗――戦時電子政府の検証と批判』樹花舎(2005)、同「警備情報活動と出入国管理行政との関係について」青木理/梓澤和幸/河崎健一郎編『国家と情報――警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む』現代書館(2011)、同「国境再編における国家の暴力――出入国管理、警察、軍事」森千香子/エレン・ルバイ編『国境政策のパラドクス』勁草書房(2014)。

¹⁸ 小林良樹は、2003~2004年に関係論文がいくつか発表されたことを契機として社会安全政策論が提唱されるようになったとしつつ、こうした議論の枠組自体が生まれた背景として、①1990年代における「犯罪情勢の悪化」②「犯罪予防論(犯罪機会論)の発展」③「社会安全の問題に関与するアクターの多様化と利害調整の必然性」④「警察活動に対する国民の意識の変化」の四点を挙げている。小林良樹『犯罪学入門―ガバナンス・社会安全政策のアプローチ』慶應義塾大学出

決定)に有益なものを整理して提示し、市民が理性的な判断をすることに貢献することをめざすもの」などとして定義される¹⁹、「国民」一人一人、さらには様々な社会的アクターが自らと社会の「安全安心」のために主体的に犯罪対策に参与し、警察と協働して最も効率よく犯罪の予防や対処を行なうための政策を検討・提示する議論としてまとめることができる²⁰。

こうした議論が持つ問題点は多々指摘されて いるが21、評者が特に問題としたいのは、国家 権力としての警察に関する歴史的視座の欠如 である。社会安全政策論は犯罪や社会の「安 全安心」をめぐる現在の状況や課題に対して警 察の権力性を問題にしてきた従来の議論の枠 組ではうまく対応できないことを強調し、それと 対比する中で自身の理論としての来歴や意義 を説明する傾向にある22。しかし、過去の議論を 吟味することなく過度に単純化することによっ て、社会安全政策論は、戦後日本の警察権力に 関する研究の豊富な蓄積とともに、それらの議 論が問題にしてきた警察の権力行使や「国民」 の動員についての歴史的事実を矮小化してし まっているように思われる。このような、警察 の権力性を軽視ないしは無視する没歴史的な 議論が広がるなかで本書を読むことは、戦後日 本警察に関する議論を行なう際にこそ政治警 察的部門における(強制的な)権力行使に加え て市民警察的部門において作用する「国民」を 前面に出した権力の問題を問わねばならない こと、そしてこの問題は戦後日本警察の歴史的 展開に即して把握する必要があること、等々に ついての示唆を得られる点で重要であると考え る。

以上、評者の考える本書の意義を論じてきたが、評者からみれば、本来本書が持つ射程に相応の論展開がなされているとはいいがたい。さらにそれは、本書の問題意識と深い関係にあるいくつかの方法的な難点をその一因としてもっているように思われる。この点も含めて、次章で評者が本書に抱いた疑問と批判を論じていく。

3. 本書への疑問・批判

評者が本書に抱いた第一の疑問点は、警察のイデオロギーについてである。著者は警察を、社会的対抗・紛争を「秩序」——「社会内のすべての成員あるいはその一部が共通に服すべき規範として、その主たる部分を国家装置により定立もしくは認証されている社会の支配的イデオロギーの体系」——に押し込めることを任務に持つ、つまりは「秩序の維持・形成に携わる」国家装置と定義している(p.218、傍点原文)。そしてこのように定義された警察のイデオロギーを分析するにあたって、家族・学校等

版会 (2019)、pp.52-55。社会安全政策論のアプローチをとる研究は、ここ5年ほどに限っても、小林の論のほか、警察政策学会編『社会安全政策論――警察政策学会 20 周年記念』立花書房 (2018)、小山剛/新井誠/横大道聡編『日常のなかの〈自由と安全〉――生活安全をめぐる法・政策・実務』弘文堂 (2020) などが該当する。

¹⁹ 田村正博「社会安全政策論における手法・理論・組織」警察政策学会編(2018)、p.22。 ここで「社会安全政策」は、「市民が自らの安全と社会生活の上で必要な生活基盤とを、不法な侵害から守ることを、市民自身がコストを負担し、主権者として決定するもの」とされている。

²⁰ 小林(2019)、pp.6-9。

²¹ 社会安全政策論に対する批判として、本田稔「『社会安全政策論』の基本的性格に関する一考察」立命館法学会編『立命館法学』(6)(310)(2006)、大場史朗「現代警察活動とわたしたち」内田博文/佐々木光明編『〈市民〉と刑事法――わたしとあなたのための生きた刑事法入門第5版』日本評論社(2022)。

²² こうした傾向は、例えば、「戦後長期間にわたり、警察と国民の関係は主に [……]「権力を持って国民の人権を侵害・蹂躙する可能性のある強者 (警察)」と「権力による抑圧に晒されている弱者 (国民)」という単純な「二項対立」的な図式で捉えられてきた」ために「警察の活動を極力制限するための議論が活発になされ」てきたものの、1990年代の「犯罪情勢の急激な悪化等を背景として、 [……] 国民の権利自由の確保のための積極的な警察活動を期待する国民の意識が高まっているとみられ」る近年においては、「警察と国民の関係を考えるに当たり、単純に警察の活動を制限するという視点のみならず、「社会安全を実現するために警察に一定の積極的な活動を認めた上で、同時にこれに対する効果的な民主的統制を加える [……] ことによってバランスを取る」との視点が必要となってい」る、というような言明のなかに見いだすことができる。小林(2019)、pp.54-55。

の社会的諸集団が「イデオロギー的にも一定 の方向付けをされることによって、国家的関係 の網の目に組み入れられ、装置の総体としては 支配的イデオロギーの実現のためにイデオロ ギー的に機能」していること、「また逆に、これ ら装置のイデオロギー的機能によって国家装 置は反作用を受け」ることに留意することの重 要性について述べている(pp.221-222)。

以上の観点に即した議論を展開していくな らば、人びとの側がどのように警察のイデオロ ギーを理解しているのか、あるいは、警察が社 会のなかで具体的にどのように「社会内の諸イ デオロギーによる浸透を受け、あるいは批判を 受けて」きているのか (p.219) といった点につ いての具体的な記述が必要になってくると考え る。しかし、本書においてこの点に関する議論 が十分になされているとはいいがたい。「国家 装置のイデオロギーは、それがもつ実力に裏づ けられつつ、社会内部の諸集団、装置のイデオ ロギーを特定の方向にむけさせるというきわめ て重要な役割を果して」おり、「本稿では戦後 の警察装置が掲げたイデオロギーのかかる機 能についても一定の検討をおこなうこととなる」 (p.222)と述べている以上、この説明不足は 大きな問題なのではないか。

例えば、1970年代の警察戦略の変容を論じるなかで著者は、「地域の共同体の連帯意識や伝統的社会規範は、いずれも従来警察がそれらに依拠して社会と接触し「秩序」を形成してきた基盤である」とし、都市化に伴う人口集中・核家族化の進行によってこの基盤が崩壊することを防ぐために、1970年代の警察は「国民の要望に即した警察運営」と「国民との連けいの強化」を掲げ、新しい手法で「国民」に自身の存在意義を示すとともに「警察のヘゲモニーによって住民の伝統的共同体を再編すること」をめざしたと述べている(p.247)。そしてこの路線に沿って、60年代合理化の対象となって

いた外勤警察の再評価とともに、CR 活動の大 幅強化が起こると論じるのだが、ここで、警察活 動の「基盤」として注目されている地域の様々 な共同体が警察と戦後取り結んできた具体的 な関係の実態や、強化された CR 活動をはじめ とした、1970年代以降の警察による共同体の 組織化の諸相についての具体的な分析はなさ れていない。しかし、1970年代の画期性を論 じるためには、地域共同体がいかなる警察のイ デオロギーを受容あるいは共有することで「秩 序 | 形成の基盤となってきたのかについての歴 史的変容を論じる必要があると考える。こうし た課題を歴史実証的に検証する作業にとりか かるのであれば、「国民」という一枚岩的な集 団的主体を指す概念を中心に据えた分析では なく、「国民」内部および外部の社会的諸集団 間における権力関係や(イデオロギー)闘争に 着目した分析を行なう必要があるだろう。

第二に社会統合という問題設定についてで ある。 先にも述べたように、 著者は 1960年代 に確立した企業社会的統合による社会の「安 定」が、すなわち「企業社会への労働者の吸収・ 統合による、失業とりわけ若年層のそれの減 少、家族の安定、そして企業の繁栄から上がる 税収を梃子にした利益誘導型政治による農家 や周辺層の安定」が犯罪減少の大きな要因だ と論じているが、ここでそのことは「警察の取締 り政策とは無関係な、大規模な社会的変化」で あることが強調されている(pp.444-446)。「日 本社会の安定は警察の努力や方針とは異なる 要因で起こり、むしろ警察の方針の方が、そう した社会の安定に追随し」てこの「成果」を自 己の手柄として誇示することで権限の拡大に努 めてきたのであり(p.432)、1990年代におけ る「安定」の崩壊、犯罪の増加に関しても「今 度も警察とは関係のないところから起こった」 (p.464、傍点原文)とするのが本書の基本的 なスタンスだといえる。社会の「安定」あるい は「不安定」と警察活動や方針の無関係さを強調するこのスタンスは、1970年代の警察のイデオロギーの「虚偽性」を批判するという強い問題意識と、警察と関係のある社会変化の第一に犯罪の増減を置き、社会の「安定」あるいは「不安定」を反映するものとしてこの犯罪の増減を捉える前提から生じてくるものだと思われる。社会の「安定」/「不安定」と犯罪の増減をナイーヴに直接つなげる、この前提自体を問題にすることは当然可能である²³。しかし、評者がここで問題にしたい点は別にある。すなわち、犯罪の減少に警察活動や方針が無関係であることは、企業社会的統合と社会の「安定」において警察が役割を果たしていないことになるのだろうか、という点である。

著者は、企業社会的統合がもたらす警察に関わる変化(=犯罪減少の要因)の一つとしての失業率の低下について、「こうした企業社会の下では、公的福祉が貧弱であっても、企業の傘の下にいることができさえすれば暮らしていける」反面、「企業社会からいったん社会に放り出されたら、福祉からもみはなされ恐ろしいこ

とになる」ために「ますます労働者は企業にし がみつくようになった」と論じている(pp.447-448)。ここで示されている、「企業社会からいっ たん社会に放り出され」、「福祉からもみはなさ れ」た人が直面することになる「恐ろしいこと」 が具体的にどのような状況であるのかに関し て、本書は特段論じてはいない。しかし評者と しては、まさにこのような状況の創出にこそ、警 察は密接に関与しているように思われてならな い。つまり、企業社会が要請するルートから外 れざるをえない人びとやこうした社会とは無関 係に生きようとする人びと、こうした社会の変革 をめざす人びとを「治安」あるいは「社会病理」 の問題圏に引きずり込んで罰を与え、時に矯正 を試みると同時に、こうした人びとに関するネ ガティヴな言説を形成し、それを流通させるこ とを通じて人びとの企業社会への囲い込みの 強化に貢献するかぎりにおいて、警察は社会統 合のなかでその独自の役割を果たしていると いえるのではないか²⁴。

本書がこうした課題設定を試みていないことは、社会統合についての著者の議論が内包す

²³ 犯罪統計から読み取ることができるのは犯罪の「実態」ではなく、認知・検挙等の警察活動のデータである。そのため、 犯罪統計の値は、警察の取締り方針の変化や統計処理の方法の変更にも大きく作用される。犯罪の増減と警察の政策の無 関係さを強調するのではなく、むしろ警察活動・方針の変容と犯罪の増減の相関関係こそ探る必要があると考える。

また著者は河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス―治安の法社会学』岩波書店(2004)の議論に依拠しつつ、1980年代以降の犯罪の増加現象は様々な統計処理の変化をその要因としているものの、それを差し引いてみても、ホームレスや自殺者同様「犯罪の発生についても、九〇年代後半から、増加が始まっていることは否定できない」とし、その背景には「グローバル経済と新自由主義改革による失業や倒産の増大、福祉切り捨てによる既存社会統合の解体と貧困化の進行」があると推測している(pp.475-479、傍点原文)。

一方浜井浩一は、失業や離婚の増加が犯罪発生にまったく影響を与えないとは考えにくいとしつつも、1990年代末からの雇用の不安定化や生活保護受給世帯の増加は根本的に改善していないにもかかわらず2002年以降一般刑法犯認知件数が減少し続けていること、2008年以降失業率と一般刑法犯認知件数がまったく連動していないことを指摘している。そのうえで、「50-100年単位で見れば、経済安定や失業率の低下は犯罪を減少させるはずであるが、短期的には、一般刑法犯認知件数と失業率や離婚率と検挙人員との間にもそれほど強い関係は認められず、両者の間に直接的な因果関係があるとは認められない」と結論付けている。浜井浩一「なぜ犯罪は減少しているのか」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』(38)(2013)、pp.63-64。貧困と犯罪を直接に結びつけることを批判し、貧困が様々な社会的要因を媒介として犯罪に与える重層的な影響を明らかにすべきだと提起する津島昌寛も、1985年から2007年までの統計を使用し、この間の貧困率と傷害および窃盗の犯罪率が連動していないことを指摘している。津島昌寛「貧困と犯罪に関する考察——両者の間に因果関係はあるのか?」犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』(35)(2010)。

こうした議論および、著者が依拠する河合の研究が、浜井が犯罪認知件数の急増が終了し急減へと向かう画期だとする 2002 年までを分析対象としているために、その後の展開を追うことができていないことを踏まえると、著者の結論もまた再考の余地があるように思われる。加えて評者は、貧困の増大と犯罪の増加をストレートに結びつける本書の議論は、貧困者を犯罪者(予備軍)として構成する知と権力の相互作用を正面から問題にできないどころか、こうした言説を補強し強化する危険性すらある点で問題であると考える。

²⁴ 高度成長期の日本警察を対象とした歴史研究でこの論点について本格的実証的に論じたものは評者が調べたかぎりでは見当たらないし、評者自身も本格的に論じるだけのものを持ち合わせていない。この論点を実証的に検証していくことは、評者を含めた戦後日本警察の歴史研究における課題だといえる。

る難点と関係していると考えられる。企業社会 的統合の形成・確立についての本書の議論は、 戦後日本独特の支配構造の持続をとき、「過 労死」や性別役割分業等、統合された主体(「国 民」)が抱えることになる問題に焦点を当てる一 方、「外国人」やインフォーマルな経済に従事 する人びと、寄せ場の日雇い労働者、「浮浪者」 等、必ずしも著者が列挙する統合の区分に沿う ようには統合され(てい)ないように思われる 主体の存在およびその状況に言及することなく 進行する。こうした議論展開のなかでは、「安 定した社会における統合の解れや排除・抑圧 と表現される事態は、統合に関する議論のなか に位置付けることができるのか、というような問 いは存在する余地がない。さらにそのことと関 連して、そもそも企業社会的に統合された社会 の「安定」なり「安全」は、いかなる人びとにとっ てのどのような「安定」であり「安全」であった のかという問いもまたあらかじめ封じ込められ てしまっているように思われる。

評者が感じる第三の疑問は、1960年代の警 察政策に対する著者の評価である。先述した ように、著者は1960年代の警察政策の特徴を 「近代化」として把握し、いくつかの留保をつ けつつも、警備・公安優位の伝統的体制を脱し て市民警察の地位を向上させるとともに、警察 の権限を縮小させる可能性をもった試みとして 評価している。この評価は、戦前・戦時天皇制 警察が国家的治安の保護を第一目的に、分散 的警察制度や強大かつ膨大な行政警察権限と 治安立法をその特徴として持つという理解を前 提に、戦後における警察全体の変遷を警察権 限の拡大・縮小を中心に論じ評価する本書の スタンスからすれば妥当なものだといえる。し かし、評者としては、こうした評価を下すにいた る過程でいくつか重要な論点が見過ごされて いるように思われる。

例えば著者は、1960年代警察「近代化」の

内容の一つである「専門化」は、「「専門」力量 の向上のために、各専務警察自体、また警察全 体としても自己の活動領域を限定するという志 向を伴った」とし、「この職務の限定ということ は、可能な限り、広く市民社会に介入しようとい う天皇制警察以来の日本警察の伝統のひとつ の転換を意味するものであり、この点でも警察 「近代化」は、積極的可能性を持っていたとい える」との評価を下している(p.328)。 そして、 少年警察においても、「現在のように広範な少 年すべてを、非行になるかも知れないとして警 察の対象にし、非行になる前から網をはってつ かまえるというような予防的・取締り的考え方 ではなくて、少年をめぐる行政の中で警察が果 たさなければならないのは、非行少年が犯罪を 犯したときに、その犯罪を捜査・検挙すること であり、警察はこれをやればよいのだという考 えが出ていた時期」、つまりは「少年警察の中 に、警察の役割を消極的なところに限定する、 少年警察活動をある限界内でおさめようという 方向が出ていた」時期だとする(pp.341-342)。

しかし著者は一方で、1959年風営法改正 を画期とする少年警察活動の増強をふまえて、 1960年少年警察活動要綱制定・1963年学 校警察連絡協議会発足といった少年警察の確 立がおき、さらにこれを背景に1960年代後半 には少年警察権限の法的根拠を少年法改正に よってつくろうとする試みがあったことを指摘し てもいる(p.367)。著者自身が述べているよう に、この動きは警察が「自己の活動を非行少年 の犯罪の捜査、福祉犯の取締りなどに限定す る | という「謙抑的姿勢 | を変えて、少年警察を 「拡充」しようとしたものとして理解すべきだろ う(p.367)。ただし著者は、この時期の少年警 察が人員・予算ともに少なかったこと、「少年 警察活動要綱」の原則に反して少年犯罪の多く を少年係ではなく捜査係が担当する状況を少 年警察は是認せざるをえなかったことを指摘し、

「この少年警察も五○年代から六○年代にかけては拡充の一途をたどったわけではない」ことをむしろ強調している(p.367)。

評者がここで問題にしたいのは、「警察の役割を消極的なところに限定する、少年警察活動をある限界内でおさめようという方向」がこの時期の少年警察内部で出ていた、という著者の指摘を裏づける根拠が挙げられていない点である。この指摘は、1970年代の「日本的警察が犯罪の捜査よりもその予防を重視し警察の本務とすることのコロラリーとして、従来の少年犯罪の捜査に自己の活動を限定してきた少年警察」が「それにかえて少年を非行に走らせないような予防活動を重視するという方向をとるようになった」(p.368、傍点原文)という著者の主張から根拠に乏しいまま導き出されていると考えられる。

しかし、少年警察の制度的変遷を辿ってみる かぎり、著者の主張とは真逆の事態が進行して いるように思われる。例えば、少年非行の増加 を背景に、1950年代中頃から非行「防止」の ための施策として有害環境の排除や地域社会 と連携した活動が重要視されるようになってい るが25、こうした動きは少年犯罪の捜査に自己 の活動を限定する方向とはかけ離れたものだ といえないだろうか。また、武内謙治は1955 ~1964年を戦後における少年警察の第二期 とし、その特徴として上述したような「地域化」 と、1959年科学警察研究所に防犯少年部が 新設されたことに代表されるような「科学化」の 二つを挙げている26。こうした議論を踏まえるな らば、少なくとも少年警察に限っていえば、本 書の図式のなかで1950年代・1970年代と は区別された1960年代の特徴として示される 「近代化」とは異なる特徴づけや分析が求めら れるように思われる。著者は1960年代「近代化」の内容を無理に一般化・全体化してしまったがゆえに、また1950年代「復古主義」および1970年代「日本化」の問題性およびそれらと1960年代「近代化」との断絶・差異を強調するあまりに、各警察部門の活動内容に即してそのイデオロギーを論じることの重要性を示していながら、1950~60年代の警察の多様な相貌を捉え特徴づける視座を閉ざしてしまったのではないだろうか。

ここまで、評者が本書に感じる三つの疑問を述べてきたが、最後に問題にしたいのは、本書が警察、とりわけ「市民警察」による「暴力」および、それと「国民」の共犯関係をほとんど論じない点である。「国民」という一枚岩的で集合的な主体を軸に、企業社会的統合の確立による社会の「安定」を強調する本書の議論のなかで、例えば、「浮浪者」や日雇い労働者に対して戦後行使されてきた警察の差別的な暴力や、それに加担し要望さえしてきた地域住民の「協力」の歴史的な位相は後景に退いてしまっている。

著者が評価する1960年代において、東京オリンピックの開催に向けて、「環境浄化」「暴力追放」のスローガン・戦略のもと「浮浪者」や精神障害者への差別的な警察暴力が強化され正当化されてきたことを踏まえるならば²⁷、そしてこれとほとんど同じ暴力が過去から現在まで幾度となくり返されてきたことを想起するならば、こうした警察の暴力を、「国民」によって構成されている「安定」した社会の中での例外として除外する、あるいはたんなる一エピソード、たんなる一事件として扱うのではなく、まさしく警察の本質に関わるものとして歴史的に分析していく必要があるように思われる。つまり、「戦

²⁵ 辻脇葉子「戦後少年警察の軌跡に関する一考察(2)」『明治大学短期大学紀要』(43)(1988)参照。

²⁶ 武内謙治「少年司法の理念と構造――少年への援助と少年犯罪の社会構造性」九州大学博士論文(2000)、第二章第三節参照。

²⁷ 今川勲『現代棄民考』田畑書店(1987)、第一部第三章参照。

後」において作用してきた特権的なカテゴリーとしての「国民」を立ち上げる一方でそこから排除された人びとにネガティヴなカテゴリーを押しつけ、暴力を正当化していく権力の動態のなかで警察がどのような役割を果たしているのか、そして人びとが「国民」になる過程でいかに警察と「共犯関係」を結んでいるのかを、歴史的に辿り明示していく作業が、現在に連なり現在をかたちづくってもいる警察と暴力の歴史的な関係を問いに付すうえで必要とされているのではないだろうか。

むすびにかえて

本書は、戦後日本の警察に関する批判的研究の問題意識を引き継ぎつつ、戦後日本警察を歴史的に把握するうえで重要となる、様々な論点や分析視角を提示している。しかしこの論点や分析視角は批判的に引き継ぎ論じられるべきものである。

本書においては戦後日本社会や警察につい ての理論的・概念的な把握や分析、説明が先 行しており、警察をめぐる歴史的事実や出来事 は相対的に副次的なものとして扱われている。 こうした性格をもった本書の議論が内包する具 体的な問題点はすでにみたとおりである。加え て、本書にも引き継がれている戦後日本警察研 究の叙述のスタイル、すなわち警察に対抗的な 主体として、あるいは警察に保護されるべき主 体として特権的に措定されている「国民」に記 述者自身が記述を通じて絶えず同一化しなが ら、こうした「国民」との関係を中心に警察の歴 史を叙述するスタイルは、「国民」の生命、身 体及び財産を脅かす危険性を持つものとして カテゴライズされた人びとへの、差別に基づい た暴力を行使する警察の活動を正当化するこ とになりかねない。

戦後日本警察についての歴史研究が、記述を通じた「国民」への同一化を拒否しつつ行な

うべきことは、これまで等閑視されてきた市民 警察をめぐる警察と「国民」の歴史的な共犯関 係や差別・暴力の実態を明らかにすることであ ると同時に、政治警察ないしは政治警察偏重 の警察制度・活動の実態に関して数多く積み 重ねられてきた研究成果を踏まえつつ、差別や 病理化という観点からそれらを再構成すること だと考える。そしてこうした作業を行なうため には、本書のように警察の法的権限の推移に 注目するだけでなく、マクロ・ミクロな次元での 警察の戦略により着目して研究を行なう必要 がある。そのためには、公に刊行された警察雑 誌や書籍のみを分析の対象とするのではなく、 警察の内部資料を含めこれまで使われてこな かった資料を発見し分析の対象とする必要が あるだろう。警察の国家の権力機構としての性 格を等閑視する没歴史的な議論が広まりつつ ある現在において求められるのは、国家権力と 警察を問題にしているにもかかわらず、無批判 に「国民」という主体を措定するという点にお いて批判対象と重なり合う議論を批判的に検 証し、国家と「国民」、そして警察権力(暴力)の 関係についてのより開かれた歴史記述をつくり だしていく作業だと評者は考える。